

告 示

埼玉県告示第三百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画法事業の事業計画の変更の認可の告示（平成三十一年関東地方整備局告示第四百四十五号）があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり公告する。

なお、公告の日の翌日から起算して十日を経過した後新たに編入された事業地内において土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、都市計画法第六十七条第一項の規定により当該土地建物等、その予定対価の額及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他の事項を書面で施行者に届け出なければならない。

平成三十一年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画法事業の種類及び名称
幸手都市計画公園事業九・五・〇一号権現堂公園
- 二 施行者の名称
埼玉県
- 三 事務所の所在地
さいたま市大宮区高鼻町四丁目
- 四 変更に係る事業地の所在
イ 新たに編入に係る事業地の所在
なし
ロ 削除に係る事業地の所在
なし